

（第57号議案）

（仮称）キッズ・プラザ事業について

1. 事業の趣旨

（仮称）キッズ・プラザ事業は、（仮称）U18プラザが区立小学校施設を活用して実施する安心・安全な小学生の活動拠点づくり事業である。事業の実施にあたっては、学校や地域と連携してスポーツや文化活動、地域の大人との交流など様々な体験と遊びの場を展開する。

2. 事業実施方法

（1）運営委員会

（仮称）キッズ・プラザ事業の実施のために、（仮称）U18プラザは、（仮称）キッズ・プラザ塔山をはじめ今後導入する各小学校のキッズ・プラザごとに運営委員会を組織し、事業の企画や年間計画などを協議し、円滑な事業運営に努める。

（2）施設整備

校庭への出入りが容易で授業中の児童との導線が区分し管理できる部分を専用室として整備し、子どもがくつろぎやすい施設設備とする。

（3）利用児童

当該小学校に在籍する児童のほか、利用可能な近隣の小学生を対象とする。

利用にあたっては、事前登録制とし、日々の帰宅時間など事業への参加については保護者との意思の疎通に配慮し安全・安心な事業運営に努める。

（4）利用時間帯等

平日は、放課後から18時

土曜・学校休業日は、9時から18時（昼休みは、持参した弁当の飲食を可能とする。）

日曜、祝日・休日及び年末年始は、事業を休止する。

（5）職員体制

（仮称）U18プラザに（仮称）キッズ・プラザ事業担当職員を配置し、直接の事業運営のほか学校や地域との連絡調整など事業全体の企画、調整を行う。

3. 事業の位置付け等

利用時間帯、利用手続きなど事業の実施上必要な事項は、（仮称）キッズ・プラザ事業実施要綱を整備する。

なお、（仮称）キッズ・プラザ事業の小学校内整備にあわせて、当該児童館で実施している学童クラブ事業も小学校内に専用室を整備し移転する。